

# 第74回国民体育大会 下妻市準備委員会

## 第1回常任委員会



日時 平成28年5月23日(月)午後1時30分  
会場 下妻市役所 本庁舎 中会議室

いきいき茨城ゆめ国体  
翔べ 羽ばたけ そして未来へ



マスコットキャラクター いばラッキー

# 目 次

## 報告事項

### 【報告第1号】

第74回国民体育大会下妻市準備委員会役員及び委員の変更	・・・	1
-----------------------------	-----	---

## 審議事項

### 【議案第1号】

第74回国民体育大会下妻市準備委員会平成27年度事業報告(案)	・・・	3
---------------------------------	-----	---

### 【議案第2号】

第74回国民体育大会下妻市準備委員会平成28年度事業計画(案)	・・・	4
---------------------------------	-----	---

### 【議案第3号】

第74回国民体育大会下妻市準備委員会平成28年度収支予算(案)	・・・	5
---------------------------------	-----	---

## 【参考資料】

第74回国民体育大会準備委員会組織図	・・・	7
第74回国民体育大会下妻市準備委員会会則	・・・	8
第74回国民体育大会下妻市準備委員会事務局規程	・・・	12
第74回国民体育大会下妻市準備委員会常任委員会委員名簿	・・・	16
第74回国民体育大会下妻市準備委員会事務局職員名簿	・・・	17

報告第1号

第74回国民体育大会下妻市準備委員会役員及び委員の変更

副会長 (敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
下妻市教育長	横瀬 晴夫	青柳 正美	平成28年4月1日

常任委員 (敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
下妻警察署長	小島 二三男	郡司 文夫	平成28年4月1日
下妻市校長会会長	鳩 貝 雄	江原 陽子	平成28年4月1日
茨城県ソフトボール協会 理事長	大久保 進司	須藤 柊利	平成28年4月1日
茨城県ソフトボール協会 事務局長	吉田 陵平	大久保 進司	平成28年4月1日
常総ひかり農業協同組合 代表理事組合長	塚本 治男	草間 正詔	平成28年4月24日
下妻市経済部長	斉藤 敏	木村 宇一	平成28年4月1日
下妻地方広域事務組合 事務局長	菊池 正行	斉藤 敏	平成28年4月1日
下妻市議会事務局長	飯村 孝夫	倉持 総男	平成28年4月1日

参与 (敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
株式会社茨城新聞社 筑西支社長	仁平 克幸	菅谷 忠	平成28年4月1日

## 委員

(敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
茨城県常総工事事務所長	飯村 信夫	池田 久	平成28年4月1日
下妻市小中学校体育連盟 会長	片倉 順	中山 均	平成28年4月1日
茨城県立下妻第一高等学校 長	秋葉 和洋	稲見 隆	平成28年4月1日
茨城県立下妻第二高等学校 長	川口 浩己	圓城寺 賢一	平成28年4月1日
茨城県立下妻特別支援学校 長	落合 幸雄	大関 毅	平成28年4月1日
下妻市PTA連絡協議会 会長	木瀬 裕	斯波 元気	平成28年4月1日
下妻市金融団幹事	鯉沼 雅広	松崎 知秋	平成28年4月1日
下妻市郵便局長	茶位 栄司	初見 康司	平成28年4月1日
下妻地方広域シルバー人材 センター常務理事	木村 宇一	内田 邦夫	平成28年4月1日

## 議案第 1 号

### 第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会平成 2 7 年度事業報告（案）

#### 1 会議等の開催

##### （ 1 ）設立総会、第 1 回総会（ 2 月 2 5 日 ）

第 7 4 回国民体育大会設立趣意書

第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会会則

第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会委員・役員等の選任

第 7 4 回国民体育大会下妻市基本方針

第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会平成 2 7 年度事業計画

#### 2 関係機関及び競技団体との連絡調整

##### （ 1 ）県の調査に対する回答書の作成

国体 P R ダンス普及に関する調査

##### （ 2 ）茨城県ソフトボール協会との連絡調整

茨城県ソフトボール協会との調整会議（ 2 月 2 7 日 ）

#### 3 その他競技会の開催準備に係る事業の推進

##### （ 1 ）国体の広報啓発

いばらきスポーツアカデミー事業「ソフトボール体験教室」の開催（ 2 月 2 7 日 ）

## 議案第 2 号

### 第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会平成 2 8 年度事業計画（案）

- 1 会議等の開催
  - ( 1 ) 総会
  - ( 2 ) 常任委員会
  - ( 3 ) 専門委員会
  
- 2 各種計画の策定
  - ( 1 ) 本大会開催に係る各種計画の策定
  
- 3 事業の推進
  - ( 1 ) 総務企画
    - 国体開催関係経費の調査研究
    - 広報啓発活動の推進
  - ( 2 ) 競技式典
    - 本大会開催に関する調査研究
    - リハーサル大会開催に関する調査研究
    - デモンストレーション競技開催に関する調査研究
  - ( 3 ) 宿泊衛生
    - 配宿、医療救護、環境・食品衛生に関する調査研究
  - ( 4 ) 輸送交通
    - 警備、消防及び防災に関する調査研究
  
- 4 関係機関及び競技団体との連絡調整
  - ( 1 ) 茨城県との連絡調整
    - 県各種調査に対する回答書の作成
    - 県関係課との連絡調整
  - ( 2 ) 競技団体との連絡調整
    - 日本ソフトボール協会、茨城県ソフトボール協会、下妻市ソフトボール連盟との連絡調整
    - 鬼怒川流域交流 E ポート大会実行委員会との連絡調整
  - ( 3 ) ソフトボール共催市との連絡調整
    - 常陸太田市（成年男女開催）との連絡調整
  
- 5 先催都市の準備状況等の調査及び研究
  - ( 1 ) 希望郷いわて国体の視察（平成 2 8 年 1 0 月）
  - ( 2 ) 事業概要説明会への出席

議案第3号

第74回国民体育大会下妻市準備委員会平成28年度収支予算(案)

収入 (単位:円)

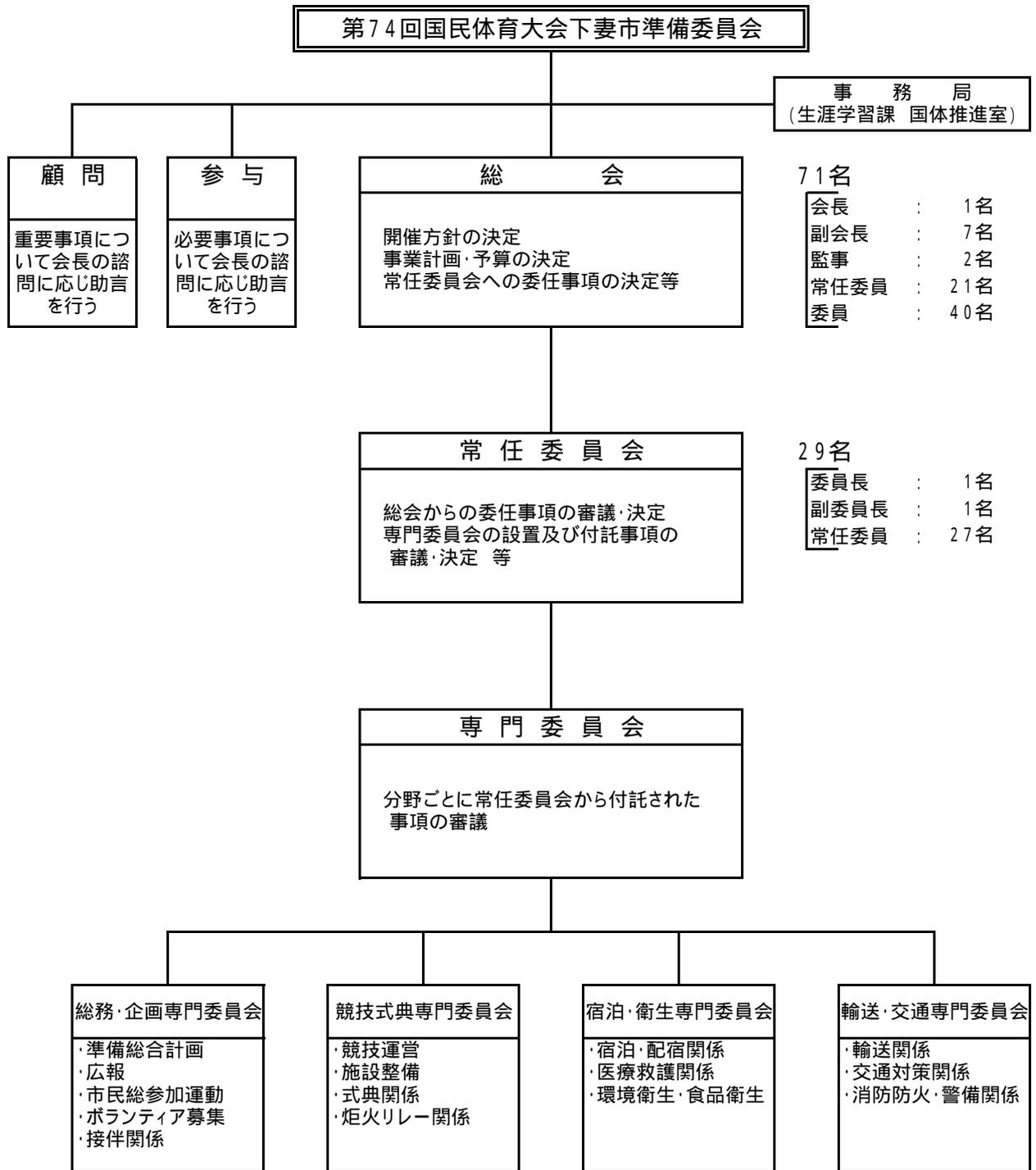
科目	本年度予算額	説明
1 負担金	1,950,000	下妻市負担金
2 雑収入	1,000	利息等
合計	1,951,000	

支出 (単位:円)

科目	本年度予算額	説明
1 総務費	193,000	
1 会議費	90,000	総会、常任委員会、専門委員会開催経費等
2 事務局費	103,000	事務局運営費等
2 開催推進費	1,758,000	
1 事業費	1,758,000	国体広報啓発経費、調査研究経費等
合計	1,951,000	

# 参 考 资 料

準備委員会組織図



## 第74回国民体育大会下妻市準備委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、第74回国民体育大会下妻市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 準備委員会は、第74回国民体育大会（以下「大会」という。）において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

#### (所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 市職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### (役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

#### (役員を選任)

第6条 会長は、下妻市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

( 役員の職務 )

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

( 任期等 )

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

( 顧問及び参与 )

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

( 会議の種類 )

第10条 準備委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

( 総会 )

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- (常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
  - 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
  - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
  - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
  - 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
    - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
    - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
  - 9 常任委員会は、前2項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
  - 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
  - 11 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。
- (専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
  - 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
  - 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
  - 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

##### (会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

##### (事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を大会主管課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

##### (経費)

第16条 準備委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

##### (予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

##### (会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解散

##### (解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

#### 第8章 補則

##### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則(平成28年2月25日総会議決)

この会則は、平成28年2月25日から施行する。

## 第74回国民体育大会下妻市準備委員会事務局規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、第74回国民体育大会下妻市準備委員会会則(以下「会則」という。)第15条第2項の規定に基づき、第74回国民体育大会下妻市準備委員会(以下「準備委員会」という。)の事務局の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 準備委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、第74回国民体育大会(以下「大会」という。)主管課内に置く。

#### (所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1に掲げるものとする。

#### (職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる下妻市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員及び臨時職員を置くことができる。

3 前2項の職員(以下「職員」という。)は、第74回国民体育大会下妻市準備委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

#### (職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、及び職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、担当の事務を掌理し、及び所属の職員を指揮監督し、並びに事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 職員は、上司の命を受け、事務を処理する。

#### (準用)

第6条 職員の服務については、下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月31日下妻市条例第1号)及び下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年3月31日下妻市規則第5号)の例による。

### 第2章 決裁

#### (会長の権限に属する事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2)総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3)準備委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4)準備委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、準備委員会の運営について特に重要と認められる事項に関すること。

(専決事項等)

第8条 会長の権限に属する事務のうち、事務局長及び事務局次長が専決できる事務は、別表第3に掲げるもののほか、下妻市事務専決規程(平成2年6月29日訓令第1号)第3条に規定する部長及び課長の専決事項の例により専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

### 第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「下妻国準」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、省略することができる。

2 決裁文書には、次の各号に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- (1)会長の決裁を受けるもの 会長
- (2)事務局長の専決を受けるもの 局長
- (3)事務局次長の専決を受けるもの 次長

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編集し、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第19条の規定により準備委員会が解散したときは、保存する文書を下妻市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、下妻市文書取扱規程(平成18年下妻市訓令第1号)の例による。

### 第4章 公印

(公印)

第13条 準備委員会の公印は、別表第4に掲げるものとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱については、下妻市公印規則(平成9年下妻市規則第27号)の例による。

### 第5章 財務

(旅費等)

第15条 職員、非常勤職員及び臨時職員の旅費の額及びその支給方法については、下妻市職員

の旅費に関する条例(昭和32年下妻市条例第25号)及び下妻市職員の旅費に関する規則(昭和37年下妻市規則第10号)の例による。

2 準備委員会の委員等の旅費の額及びその支給方法については、下妻市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年下妻市条例第24号)の例による。

3 会長は、準備委員会の事務上特に必要があると認めるときは、職員、非常勤職員、臨時職員及び準備委員会の委員等以外の者に出張を依頼することができる。

4 前項の規定により出張する場合の旅費の額及び支給方法については、下妻市職員の旅費に関する条例及び下妻市職員の旅費に関する規則の例による。

5 前各項の規定にかかわらず、緊急の場合その他やむを得ない事情と認められる場合は、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、下妻市予算規則(平成20年下妻市規則第7号)その他の下妻市の財務に関する規則の例による。

## 第6章 補則

(委任)

第21条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織等について必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

付則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所 掌 事 務
(1) 事務局の組織、人事、服務等に関すること。 (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の事務に関すること。 (3) 準備委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 準備委員会の予算及び決算に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、準備委員会の事務に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	大会主管部長
事務局次長	大会主管課長
事務局職員	大会主管課職員

別表第3（第8条関係）

事 項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員及び臨時職員の任免に関すること。		○
(3) 非常勤職員及び臨時職員の服務に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 出張命令に関すること。	準備委員会の委員等、事務局長及び事務局次長	事務局職員、非常勤職員及び臨時職員
(6) 予算の流用及び配当替えに関すること。		○

別表第4（第13条関係）

名 称	寸法	書体
第74回国民体育大会下妻市準備委員会会長印	24 mm平方	篆書体

第 7 4 回国民体育大会  
下妻市準備委員会常任委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職種別	常任委員会	所属機関・団体・役職名	氏 名
会長	委員長	下妻市長	稲葉 本治
副会長		下妻市議会議長	須藤 豊次
		下妻市副市長	野中 周一
		下妻市教育長	横瀬 晴夫
		下妻市体育協会会長	井上 暢
		下妻市商工会会長	外山 崇行
		下妻市観光協会会長	木村 進
		下妻市ソフトボール連盟会長	高村 恵多
常任委員	委員	茨城県常総保健所長	本多 めぐみ
		下妻警察署長	小島 二三男
		下妻消防署長	古沢 寛
		下妻市校長会会長	鳩貝 雄
		茨城県ソフトボール協会理事長	大久保 進司
		茨城県ソフトボール協会事務局長	吉田 陵平
		鬼怒川流域交流Eポート大会実行委員会委員長	飯島 和一
		株式会社ふれあい下妻総務部長	松本 知明
		常総ひかり農業協同組合代表理事組合長	塚本 治男
		茨城県ハイヤー・タクシー協会県西支部下妻部会長	黒須 英夫
		真壁医師会下妻支部支部長	中山 公彦
		下妻市自治区長連合会会長	飛田 貞雄
		下妻市ふるさとづくり推進協議会会長	飯塚 武彦
		下妻市市長公室長	中山 義則
		下妻市総務部長	木瀬 誠
		下妻市市民部長	根本 桂二
		下妻市保健福祉部長	折原 嘉行
		下妻市経済部長	斉藤 敏
		下妻市建設部長	神郡 健夫
		下妻地方広域事務組合事務局長	菊池 正行
下妻市議会事務局長	飯村 孝夫		

会 長	1名
副 会 長	7名
常任委員	21名
計	29名

第74回国民体育大会下妻市準備委員会事務局職員名簿

役 職	所 属 ・ 補 職 名	氏 名
事 務 局 長	下妻市教育委員会 教育部長	宮 本 和 人
事 務 局 次 長	下妻市教育委員会 生涯学習課長	菊 池 哲 也
事 務 局 員	下妻市教育委員会 生涯学習課 国体推進室 係長	青 柳 功
事 務 局 員	下妻市教育委員会 生涯学習課 国体推進室 主幹	中 山 直
事 務 局 員	下妻市教育委員会 生涯学習課 国体推進室 臨時職員	中 山 操

- M E M O -

\*\*\*\*\*

第 74 回国民体育大会 いきいき茨城ゆめ国体

下妻市教育委員会 生涯学習課 国体推進室

〒304-8555 下妻市鬼怒 230 番地

T E L 0296-45-8100 (ダイヤルイン)

F A X 0296-43-3519

E-mail kokutai@city.shimotsuma.lg.jp

\*\*\*\*\*



# いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

第74回 国民体育大会下妻市準備委員会



下妻市イメージキャラクター

シモンちゃん